

脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）借受仕様書

本仕様書は、発寒破碎工場において粗大ごみ等の処理過程から発生する破碎ごみを、専用コンテナにて発寒清掃工場または山口処理場へ輸送するために、脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）を借受するものである。

借受名称	脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）借受（長期継続借受）
納品場所	札幌市西区発寒15条14丁目2-30 （札幌市発寒破碎工場）
期 間	平成32年9月1日から平成37年7月31日
納入台数	4台
用 途	破碎ごみ専用コンテナを輸送する。

1 専用コンテナ運搬車の仕様、性質の概要

専用コンテナ運搬車は新品とし、仕様や性能は特別な条件がない限り相当以上の数値を有するものとする。装備品は本体に備わっている状態のものとする。

当該車両は上記の用途を達成するために、以下に示す性能、構造、耐久性を有するものとする。

(1) 諸元

ア 車種	20 t 脱着装置付コンテナ専用車
イ 燃料	軽油
ウ 駆動方式	6×4
エ トランスミッション	MT（7速以上）
オ エンジン形式及び出力	水冷4サイクル直接噴射式ディーゼルエンジン 279KW（380PS）以上 1,765N・m（180Kgf・m）以上
カ 車両全長	7,350mm以上
キ 車両全幅	2,490mm以上
ク 車両全高	2,900mm以上
ケ 最大積載量	約 9,500kg以上
コ 車両重量	約10,500kg以下
サ 車両総重量	20,000kg以下
シ 乗車定員	2名
ス その他	

国土交通省の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正（平成27年7月1日公布）による、軽油を燃料とする車両総重量が3.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（乗車定員10人以下のものを除く。）の排出ガス規制強化の適用を満たす車両であること。

(2) 装備

ア 専用コンテナ用アームロール架装装置（新明和工業株製）	
型 式	: CCA810-21E 黒1色塗装
* オープンコンテナ	L 5,140mm×W 2,420mm×H 1,680mm
* クローズコンテナ	L 5,400mm×W 2,450mm×H 2,385mm
	上記に対応するものに限定する。

- イ オートエアコン
- ウ ABS
- エ パワーステアリング
- オ バックホーン
- カ FM/AM ラジオ
- キ SRSエアバック（運転席）

(3) 付属品

- ア フロアマット
- イ 標準工具

※上記付属品は最低限必要なものを表す。

(4) 塗装等

- ア リース車両のボディーカラーは、車体上部白色、下部水色とし現行車両に準じる色とする。また、シャシーには別途防食塗装を施すこと。
- イ ネーム入れはステッカーシールによるものとし、車体ルーフ左右後部の2カ所にステッカーシールにより「札幌市」とネーム入れを行うこと。
また、ステッカーシールのカラー、字体については、現行車両に準じるものとする。なお、細部については、賃貸人は本市の指示に従うものとする。

2 一般事項

(1) 所轄官庁の手続き

- リース車両の納入に際し、賃貸人はリース車両に係る次に掲げる手続きを行うものとする。
 - ア 自動車損害賠償責任保険の申請及び保険料の納入を行うとともに、同保険証及び所轄陸運局の車体検査証を添付すること。
 - イ 自動車税の納入を行うとともに、これを証する書類を添付すること。
 - ウ 自動車保管場所証明書の申請及び手数料の納入を行うとともに、「保管場所標章」を所定の位置に貼り付けること。

(2) 自動車検査証の記載事項

自動車検査証の記載内容については、次のとおりとする。

- ア 使用者 札幌市
- イ 使用者の住所 北海道札幌市中央区北1条西2丁目
- ウ 使用者の本拠の位置 北海道札幌市西区発寒15条14丁目1-1

(3) 費用負担

契約書に定めるもののほか、賃貸人は次の費用を負担するものとする。

- ア 車両登録費用
- イ 自動車取得税
- ウ 自動車税（全期間）
- エ 自動車重量税（登録時）
- オ 自動車損害賠償責任保険料（登録時）
- カ (1) の手続きに要する費用

(4) アフターサービス体制

- ア メーカーによる品質保証（一般保証及び特別保証等）の規定を適用すること。
- イ 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるサービス拠点を有すること。
- ウ 消耗品および部品等は容易に調達ができること。

3 その他

- (1) 選定機種、納品場所、日時等について、担当課と事前に協議すること。
- (2) 仕様書に明示のない場合又は質疑のある場合は、担当課と協議してその指示を受けること。
- (3) 契約履行確保のため、選定したメーカー等出荷元からの出荷証明書の提出が契約（発注）条件となる。
- (4) 当借受契約は、札幌市が発注する発寒破碎工場設備等運転業務の委託業者への転貸を承諾することが条件となる。
- (5) 受注者は、札幌市と、借受期間満了後における借受物品の処分について、必ず協議するものとする。

4 連絡先

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

担当：山内 茂彰 TEL011-667-5311